

売 買 契 約 書 (案)

京都府を甲とし、**決定後記載** を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり売買契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 品名、数量、品質等

新庁舎ピクチャーレール等 (後期移転関係) 一式

詳細は別紙内訳書のとおり

(2) 契約金額 **決定後記載** 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 **決定後記載** 円)

(3) 納入期限 令和2年8月31日

(4) 納入場所 京都府警察本部長が指定する場所

(5) 支払方法 口座振替

(6) 契約保証金 (契約保証金免除の場合は第3条の2を削除する。)

契約金額の100分の10以上とする。ただし、京都府会計規則第159条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は契約保証金を免除する。

(7) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.6パーセント

(納入及び検査)

第2条 乙は、前条第4号の納入場所に同条第1号の目的物を持参したときは、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日 (以下「検査期間」という。) 以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。

5 目的物の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

第3条 目的物の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約保証金)

第3条の2 甲は、第1条第6号の契約保証金を第7条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、目的物の引渡し後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(危険負担)

第4条 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、目的物の引渡し後に生じたこれらの損害

は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

(支払)

第5条 乙は、目的物の引き渡し後適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に契約金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第6条 甲が第2条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、納入期限内に合格品を完納できないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第5条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約不適合)

第8条 甲は、目的物の引渡し完了後に、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）と認めたときは、乙に対し代品納入、目的物の修補又は代金減額を請求することができる。この場合、契約不適合によってこの契約の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、前条第1項後段の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着

手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、甲が第5条第2項の期間を経過しても契約金額を支払わないときは、この契約を解除することができる。

（談合等による解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項後段及び第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償の予定）

第12条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第13条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（関係法令の遵守）

第16条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

決定後記載

甲 氏 名 京都府警察本部長 植田 秀人

乙 住 所 決定後記載
氏 名

内訳書

名称・摘要	数量	単位	備考
3階			
刑事企画課（執務室入口の東側）	3.5	m	
刑事企画課（執務室入口の西側）	1.5	m	
刑事企画課（執務室西側）	5.0	m	
刑事企画課（執務室西側）	6.0	m	
刑事企画課（執務室西側）	5.0	m	
刑事企画課（出口の西側）	1.0	m	看板設置
捜査第一課（執務室北入口の南側）	3.5	m	
捜査第一課（執務室北入口の南側）	3.0	m	
捜査第一課（執務室の西側 保管庫ドア北側）	4.5	m	
捜査第一課（執務室の西側 検視当直室ドア北側）	2.5	m	
捜査第一課（執務室の南側）	6.5	m	
捜査第一課（検視官室の北側）	6.5	m	
捜査第一課（検視係当直室南側）	3.0	m	
捜査第一課（北側出口の南側）	1.0	m	看板設置
捜査第一課（南側出口の北側）	1.0	m	看板設置
機動捜査隊（執務室東側）	12.0	m	
機動捜査隊（執務室北西側）	4.0	m	
機動捜査隊（執務室南西側）	4.0	m	
刑事当直室（北側奥）	5.0	m	
機動捜査隊当直室（南側入口側）	4.5	m	
鑑識課執務室（西側入口の南側）	3.5	m	
鑑識課執務室（南側）	1.5	m	
鑑識課当直室（東側）	5.0	m	
鑑識課（渡航証明 北側）	4.5	m	
鑑識課（指紋システム室の南東側）	5.0	m	
鑑識課（足こん跡鑑定室の北側）	3.5	m	
鑑識課（3D撮影室の南側）	3.5	m	
鑑識課（被疑者写真撮影室の北側）	6.0	m	
鑑識課（現像機室の北西側）	4.5	m	
鑑識課（暗室の北西側）	1.0	m	
科学捜査研究所（指紋検出室の入口北側）	0.8	m	
科学捜査研究所（DNA作業室の北東側）	3.5	m	
科学捜査研究所（法医物体検査室の西側）	1.5	m	
科学捜査研究所（法医物体検査室の北東側）	1.0	m	
科学捜査研究所（事務室1のDNA解析室との境目南側）	3.0	m	
科学捜査研究所（事務室2の北側 金庫室との境目）	2.0	m	
科学捜査研究所（事務室3入口の東側）	2.0	m	
科学捜査研究所（事務室3東側 化学鑑定室通用口の南側）	2.0	m	
科学捜査研究所（X線分析室の東側）	3.0	m	
科学捜査研究所（精密検査室の南西側）	2.0	m	
科学捜査研究所（物理心理文書科実験執務室の入口東側）	3.0	m	
科学捜査研究所（物理心理文書科実験執務室の東側）	4.0	m	
科学捜査研究所（物理心理文書科実験執務室の南西側）	6.0	m	
3階（東側階段室の北側廊下）	5.0	m	
3階（東側階段室の南側廊下）	3.0	m	
3階（西側階段室の北側廊下）	3.0	m	
3階（西側階段室の南側廊下）	5.0	m	
3階ピクチャーレール小計	170.8	m	
3階FBフック小計	342.0	個	

内訳書

名称・摘要	数量	単位	備考
4階			
生活安全企画課（執務室のE S点検口との境目）	3.0	m	
生活安全企画課（執務室のE S点検口壁から南側柱の手前）	3.0	m	
生活安全企画課（執務室の北西側 部長室との境目）	9.0	m	
生活安全企画課（執務室の南側）	9.5	m	
生活安全企画課（北側出口の南側）	0.5	m	看板設置
生活安全企画課（南側出口の北側）	1.0	m	看板設置
生活安全企画課（相談室の東側）	2.0	m	
生活安全企画課（当直室の東側）	5.0	m	
サイバー犯罪対策課（執務室入口の東側）	4.0	m	
サイバー犯罪対策課（執務室の東側）	7.0	m	
サイバー犯罪対策課（出口の西側）	0.3	m	看板設置
生活保安課（執務室の東西入口間）	8.5	m	
生活保安課（執務室の東側）	11.0	m	
生活保安課（出口の東側）	1.0	m	看板設置
人身安全対策課（執務室北側E S点検口境目）	3.0	m	
人身安全対策課（執務室西側入口の東側）	2.5	m	
人身安全対策課（執務室北西側 当直室との境目）	3.5	m	
人身安全対策課（執務室の南西）	4.0	m	
人身安全対策課（当直室の南側）	3.5	m	
人身安全対策課（西側出口の東側）	1.5	m	看板設置
少年課（執務室北側の西入口側）	1.5	m	
少年課（執務室北側）	1.0	m	
少年課（執務室の南東側）	5.0	m	
少年課（東側出口の東側）	1.5	m	看板設置
少年課（西側出口の東側）	1.0	m	看板設置
捜査第三課（執務室東側入口の西側）	1.5	m	
捜査第三課（執務室東側入口の西側柱手前）	1.5	m	
捜査第三課（執務室西側入口の西側）	2.5	m	
捜査第三課（執務室西側入口の西側柱奥）	2.0	m	
捜査第三課（執務室の北西側）	4.0	m	
組織犯罪対策第一課（執務室東側入口の柱奥）	3.0	m	
組織犯罪対策第一課（執務室西側入口の東側直近）	1.5	m	
組織犯罪対策第一課（執務室西側入口の東側奥）	1.5	m	
組織犯罪対策第一課（執務室西側入口の西側）	5.0	m	
組織犯罪対策第一課（東側出口の西側）	1.5	m	看板設置
組織犯罪対策第一課（西側出口の東側）	1.5	m	看板設置
組織犯罪対策第二課（執務室入口南側）	4.0	m	
組織犯罪対策第二課（執務室入口北側）	3.5	m	
組織犯罪対策第二課（北側出口の南側）	0.5	m	看板設置
組織犯罪対策第三課（執務室北側入口の北側壁西端から）	4.5	m	
組織犯罪対策第三課（執務室北側入口の北側壁南端から）	4.0	m	
4階（東側階段室の北側廊下）	5.0	m	
4階（東側階段室の南側廊下）	3.0	m	
4階（西側階段室の北側廊下）	3.0	m	
4階（西側階段室の南側廊下）	5.0	m	
		m	
		m	
		m	
4階ピクチャーレール小計	150.8	m	
4階FBブック小計	302.0	個	

内訳書

名称・摘要	数量	単位	備考
5階			
捜査第二課（執務室東側の北端より）	5.0	m	
捜査第二課（執務室南東端より）	3.0	m	
捜査第二課（執務室東壁端より）	3.0	m	
捜査第二課（出口の北側）	1.0	m	看板設置
捜査第二課別室（執務室入口の北側）	1.5	m	
捜査第二課別室（執務室の北東側）	2.0	m	
会議室7（執務室南側）	12.0	m	
警備第一課（執務室西側入口の東側）	4.5	m	
警備第一課（執務室E S点検口との境目）	3.0	m	
警備第一課（執務室北東側）	5.0	m	
警備第一課資料室（執務室北西側）	3.0	m	
警備第二課本室（執務室入口の西側）	2.0	m	
警備第二課本室（執務室入口の東側）	1.5	m	
警備第二課本室（執務室東側）	3.0	m	
警備第二課本室（執務室東側）	6.5	m	
警備第二課別室1（執務室東側）	12.0	m	
警備第二課別室2（執務室西側）	12.0	m	
警備第二課本室（出口東側から警衛警護課出口まで）	3.0	m	看板設置
警衛警護課（執務室西側入口の東側）	1.0	m	
警衛警護課（執務室東側入口の西側）	2.0	m	
警衛警護課（執務室東側入口の東側）	1.0	m	
公安課（執務室北東端より）	6.0	m	
公安課（執務室南側 別室3との境目）	3.0	m	
公安課（執務室東壁 別室3との境目）	2.0	m	
公安課別室3（執務室入口の東側）	2.5	m	
公安課別室4（執務室入口の東側）	2.5	m	
公安課（出口の北側）	1.0	m	看板設置
公安課別室1（出口の北側）	2.0	m	看板設置
公安課別室1（執務室南側）	5.5	m	
公安課別室2（執務室入口北側）	1.0	m	
外事課（執務室東側入口の南側）	1.0	m	
外事課（執務室西側入口の東側）	1.0	m	
外事課（執務室西側入口の西側ドア直近）	1.5	m	
外事課（執務室西側入口の西側）	1.0	m	
外事課（出口西側）	1.5	m	看板設置
外事課別室（執務室北東より）	7.0	m	
5階（東側階段室の北側廊下）	5.0	m	
5階（東側階段室の南側廊下）	3.0	m	
5階（西側階段室の北側廊下）	3.0	m	
5階（西側階段室の南側廊下）	5.0	m	
		m	
		m	
		m	
		m	
		m	
		m	
		m	
		m	
5階ピクチャーレール小計	141.5	m	
5階FBブック小計	283.0	個	

